

身体障害者福祉法第15条第2項の規定 に基づく医師の指定に関する審査基準

身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する審査基準は次のとおりとする。

(趣旨)

長崎県福祉保健審議会が、身体障害者福祉法第15条第2項の規定により、長崎県知事に対し意見を述べようとするときは、この基準に定めるところに従って行うものとする。

(指定の基準)

- 1 指定を受けようとする診療科目の診療従事年数が、医籍登録後から通算して5年以上あること（研修医期間を含む）
- 2 前号の規定にかかわらず、医師会及び大学医学部等の推せんするもので、特に指定することが適當と認められるもの、並びに地域的なものについて考慮するものとする。
- 3 聴覚障害に係る医師の指定については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医とする。

(適用)

- この基準は、昭和48年4月1日から適用する。
- 一部改正 平成5年9月1日から適用する。
- 一部改正 平成13年2月23日から適用する。
- 一部改正 平成22年4月1日から適用する。
- 一部改正 平成27年12月1日から適用する。